

【事例 1】 暦年課税（特例税率）を適用する場合

[illegible]

第一表 (平成27年分以降用)

転記します。

21

「特例贈与財産」（2 ページ参照）のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、82 ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）

贈与により財産を取得した者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額）	A	5,000,000 円
基礎控除額	B	1,100,000 円
Bの控除後の課税価格【A－B】	C	3,900,000 円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。 （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	D	485,000 円

（例）特例贈与財産6,000,000円を取得した場合

（特例贈与財産の価額の合計額（A）から基礎控除額（B）を控除した課税価格（C）に【速算表（特例贈与財産用）】を使用して税額（D）を計算します。

A 6,000,000 円 - B 1,100,000 円 = C 4,900,000 円

C 4,900,000 円 × 20%（特例税率） - 300,000 円（控除額）
= D 680,000 円

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

＜ご注意ください！＞ 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格が3,000 千円を超えるとき

② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格※が3,000 千円を超えるとき

※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100 千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

平成27年分以降用（特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方の）

特例贈与財産の価額の合計額（㊦5,000,000 円）から基礎控除額（㊦1,100,000 円）を控除した課税価格（㊦3,900,000 円）に【速算表（特例贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率（15%）及び控除額（100,000 円）を使用して贈与税額（㊦485,000 円）を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」（2 ページ参照）のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、82 ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合）」により贈与税額を計算してください。